



衆議院憲法調査会ニュース

H12.10.13 Vol.2

— 第150回(臨時)国会 — 発行：衆議院憲法調査会事務局

10月12日に、第2回の憲法調査会(通算14回目)が開かれました。

日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)

標記を議題として、以下の参考人からの意見聴取とそれに対する質疑が行われました。

参考人

曾野綾子(その・あやこ)君
(作家・日本財団会長)

質疑者：保利耕輔君(自民)
赤松正雄君(公明)
近藤基彦君(21クラブ)
松浪健四郎君(保守)

参考人

近藤大博(こんどう・もとひろ)君
(日本大学大学院総合社会情報研究科教授)

質疑者：柳澤伯夫君(自民)
太田昭宏君(公明)
近藤基彦君(21クラブ)
松浪健四郎君(保守)

参考人の意見陳述の要旨及び参考人に対する質疑の概要は、それぞれ以下のとおりです。

曾野綾子参考人の意見陳述の要旨

- 1 自立の必要性
 - a 自立の意味

国内的な自立：食糧、水、エネルギー、産業確保等の分野でのバランスを図ること

国際的な自立：外交・防衛の確立
 - b 自立を確立する手段及び過程＝現実の正視力：現実、世界平和という理想でなく、淘汰により成り立っている。その現実世界の中では、力に対する正当な判断と慈悲の精神が必要である

電力：電力のないところに民主主義や物質的豊かさは存在しない

貧困：貧困は、強盗・暴力、乳幼児の死亡率の増大、平均寿命の低下・道徳性の崩壊、麻薬の蔓延、売春を引き起こす
- 2 「徳」の力

親子関係、兄弟関係等の基本的人間関係から生ずるもの帰属的人間関係

→国旗及び国歌の必要性

真・善・美：「真」と「善」についての共通認識

識はあるが、「美」は、個人が選択し、守るものである

- 3 普遍的なもの

愛(“アガペー”＝理性の愛)：すべての活動や制度の基本に在るもの

勇気(“アレテー”＝男らしさ、卓越、勇気、徳、奉仕貢献)：愛を押し進めるもの

◎各委員からの質疑事項

保利耕輔君(自民)

- ・貿易の自由化の議論は、自由化を主張する側の利己主義に基づいていると思うが、食糧、水等の自立を指摘する参考人の認識はいかがか。
- ・憲法前文については、翻訳調を改め、誰でも理解できるような文章にするべきと考えるが、いかがか。
- ・人間教育、すなわち人と人との関係はいつにあるべきと考えるか。

赤松正雄君(公明)

- ・21世紀に向けて、政治家に期待すべきことは何か。
- ・教育において大事なものは、確立された「個」との接触と考えるが、いかがか。

近藤基彦君(21クラブ)

- ・子どもに精神面での修養をさせるため、奉仕活動の義務化以外にどのようなことが考えられるか。
- ・最近の教育の議論において、教育する側の人の問題や社会環境の整備の議論が少ないのではないか。

松浪健四郎君(保守)

- ・参考人は、日本ではマスコミによる言論統制が行われていると指摘するが、本当に、日本に言論の自由はないと考えるか。
- ・マスメディアの活動から個人情報保護の必要があるが、新聞、雑誌等の活字メディアを監督する省庁は、どこがふさわしいと考えるか。

近藤大博参考人の意見陳述の要旨

- 1 戦後論調にみる日本・日本人の自画像の探求
 - ・自画像そのものより、自画像を探し求め、描こうとする努力の跡をたどる。
 - ・日本人は自己の文化とアイデンティティを模索してきたが、その中には普遍性への依

憲法調査会は、毎月2回程度、衆議院第18委員室にて開会されています。(木曜日定例)

<http://www.shugiin.go.jp/kenpou/kenpouchousa.htm>

抛を求める動きが見られる。

- ① 終戦直後～講和成立期
近代化の失敗・後進性の認識
→否定的異質論・欧米基準・自信喪失
 - ・敗戦による自信喪失
 - ・日本の伝統的文化・芸術の否定
 - ・『菊と刀』における日本の「集団主義・恥の文化」と欧米の「個人主義・罪の文化」の対比
- ② 高度経済成長期
近代化（経済大国化）
→肯定的異質論・日本回帰・自信回復
 - ・独立及び高度経済成長による自信回復、日本肯定論
 - ・『ジャパン・アズ・ナンバーワン』における日本の経営に対する賛美
 - ・新中間大衆の増大による総中流化
- ③ 低成長期及びバブル経済期
否定的異質論・欧米基準・自信喪失
 - ・外国人による日本異質論の台頭
 - ・バブル経済期における日本優位の再定義及び日本の経営の賛美
 - ・バブル経済崩壊に伴う自信喪失
- ④ 現在
(続) 否定的異質論・欧米基準・自信喪失
 - ・社会の活力の低下、パラサイト・シングル
の増加
 - ・大国イメージと非大国イメージの間での意識の動揺

2 憲法調査会への提言

- ① 温故知新を繰り返すべきである。
- ② 思想や論調には不易と流行があることを認識した上で、不易に目を向けるべきである。
- ③ 日本にとっては、憲法は簡潔に国家のシステムを律するものであることが望ましい。
- ④ 憲法の条文は、外国語に訳した場合も考慮して決めるべきである。

◎各委員からの質疑事項

柳 澤 伯 夫 君 (自民)

- ・日本論及び日本人論が、戦後、数多く語られてきた理由は何か。また、それらが戦後の日本にどのような貢献をしてきたのか。
- ・アイデンティティーとは不易なものであって、それは、日本人にとっては、同質性やコンセンサス主義といったものであると考えるが、いかがか。
- ・パラダイム・シフトとしての「普通の国」論の登場や日本型経営の転換をどう評価しているか。

太 田 昭 宏 君 (公明)

- ・戦後、我が国は、軍国主義から平和主義へ、全

体主義から個人主義へ、一国主義から国際主義へ及び国家神道から無宗教化へと国家の目標と理念を転換したが、現在、それらはいずれも矮小化され、又は変質してしまったと考えるが、いかがか。

- ・現在の日本は、欧米の経済・生活水準に追いつくという目標を達成した後の新たな目標を定めることができないでいると考えるが、いかがか。

近 藤 基 彦 君 (21クラブ)

- ・今日に至るまでの日本論及び日本人論の論調というのは、その時々我が国の経済の状況にリンクしたものであったと考えられるか。
- ・憲法の条文は、外国語を意識して書かれるべきであると参考人が主張する理由は何か。

松 浪 健 四 郎 君 (保守)

- ・戦後の日本の論壇に総合雑誌が果たしてきた役割は、失われていないと考えているか。
- ・我が国が中国との国交を回復したことと、その当時の日本論及び日本人論に現れた否定的な論調には、何らかの関係があると考えられるか。

※ 今回の憲法調査会には、民主、自由、共産、社民の各会派所属委員の出席が得られませんでした。

憲 法 調 査 会 の 今 後 の 予 定

憲法調査会では、現在、「21世紀の日本のあるべき姿」について、各界の有識者から意見を聴取致しております。

現在までに、確定している参考人は、以下のとおりです。

10.26 (木)

午後	財団法人国際東アジア研究センター所長	市 村 真 一 君
----	--------------------	-----------

11.9 (木)

午前	東京大学教授	佐々木 毅 君
午後	南山大学教授・法学博士	小 林 武 君

11.30 (木)

午前	東京都知事	石 原 慎 太 郎 君
午後	ジャーナリスト	櫻 井 よ し こ 君

12.7 (木)

午後	上智大学教授	渡 部 昇 一 君
----	--------	-----------

12.21 (木)

午前	国際基督教大学教養学部教授	村 上 陽 一 郎 君
----	---------------	-------------

※ 10.26 午前、12.7 午前及び 12.21 午後の参考

人については、現在、調整中です。

これまでの憲法調査会

衆議院憲法調査会は、本年1月20日（第147回国会召集日）に設置以来、以下のような活動を行ってまいりました。

回次	国会回次 年月日	内容及び出席した参考人等
1	第147回 12.1.20	会長及び幹事の互選
2	12.2.17	調査を開始するに当たっての各会派からの意見表明
3	12.2.24	日本国憲法の制定経緯 駒澤大学法学部教授・駒澤 大学大学院法学研究科委員長 西 修君 日本大学法学部教授 青山 武 憲君
4	12.3.9	日本国憲法の制定経緯 獨協大学法学部教授 古 関 彰 一君 広島大学総合科学部助教授 村 田 晃 嗣君
5	12.3.23	日本国憲法の制定経緯 名古屋大学名誉教授 長谷川 正 安君 香川大学法学部教授 高 橋 正 俊君
6	12.4.6	日本国憲法の制定経緯 東京大学法学部教授 北 岡 伸 一君 筑波大学社会科学系教授 進 藤 榮 一君
7	12.4.20	日本国憲法の制定経緯 神戸大学法学部教授 五百旗頭 真君 横浜国立大学経済学部教授 天 川 晃君
8	12.4.27	憲法記念日を迎えるに当たっての 自由討議
9	12.5.11	日本国憲法の制定経緯についての 自由討議
10	12.5.25	戦後の主な違憲判決 最高裁判所事務総局
11	第148回 12.7.5	会長及び幹事の互選（総選挙後の 初会合）
12	第149回 12.8.3	今後の憲法調査会の進め方につ いての自由討議
13	第150回 12.9.28	21世紀の日本のあるべき姿 東京大学大学院情報学環教授 田 中 明 彦君 作 家 小 田 実君

第1回目の憲法調査会では、会長に選出された中山太郎君から、以下のとおり、会長就任の挨拶がありました。

【中山会長の就任挨拶】

このたび、私が憲法調査会長の重責を担うことになりました。まことに光栄に存じます。

御承知のとおり、本調査会は、さきの国会法改正により、日本国憲法について広範かつ総合的な調査を行うため、衆参両議院に設置されたものであります。

日本国憲法改正は、さきの大戦において昭和20年8月15日にポツダム宣言を受諾し、それに伴う無条件降伏と連合軍による占領下において、極めて短期間のうちに審議が行われました。

すなわち、日本国憲法は、帝国憲法改正案として、昭和21年6月20日、第90回帝国議会に政府案として提出されております。衆議院においては、6月25日本会議で提案説明の後、質疑に入り、28日質疑を終了、同日議長指名の72名の委員から成る帝国憲法改正案委員会に付託、7月1日から23日まで審議が行われた後、芦田均委員長以下14名の小委員会において各会派から提出された修正案の調整を行い、8月21日帝国憲法改正案委員会で共同修正案を可決し、8月24日の本会議で修正案は可決されました。そして、10月7日の本会議において貴族院回付案に同意し、ここに帝国憲法改正案は確定され、昭和21年11月3日に公布されたという制定過程は、御承知のとおりでございます。

現行憲法は、制定後既に50有余年を経過し、その間、制定時には想像もできなかったほどに国内及び国際情勢は極めて大きな変貌を遂げております。新しい世紀を目前に控え、国権の最高機関たる国会において、国家の基本的枠組みについての議論が求められております。

憲法調査会における議論を通じて、この現実を直視し、個人の人権尊重、主権在民、侵略国家とはならないとの理念を堅持しつつ、新しい日本の国家像について、全国的見地に立ち、調査検討を加えることの意義は極めて大きなものがあり、本調査会に課せられた使命はまことに重大であると存じます。

ここに委員各位の御指導と御協力をいただき、公平かつ円満なる調査会運営に努めてまいりたいと存じます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

憲法調査会は、毎月2回程度、衆議院第18委員室にて開会されています。（木曜日定例）

憲法調査会の審議の様子を知るには

憲法調査会の会議録は、衆議院及び国立国会図書館がインターネットにより公開しています。また、各回の質疑の概要、参考人等から調査会に配付されたレジュメ等については、衆議院ホームページ内の憲法調査会のサイトにて公開致しております。

それぞれのアドレスは、以下のとおりです。

◎憲法調査会ホームページ

<http://www.shugiin.go.jp/kenpou/kenpouchousa.htm>

(以下の情報を掲載)

- 憲法調査会名簿
- 憲法調査会開会／経過（衆議院公報情報）
- 憲法調査会議録（会議録議事情報）
- 憲法調査会の設置の経緯
- 憲法調査会の今後の開会予定
- 最近の憲法調査会の動き
- 先国会までの憲法調査会日誌
- 憲法調査会会議資料（PDFファイル）
- 意見窓口「憲法のひろば」について
- 日本国憲法
- 衆議院憲法調査会規程

◎英文ホームページ

http://www.shugiin.go.jp/kenpou/english/kenpou_top.htm

◎審議中継及び録画

<http://www.shugiintv.go.jp/top.html>

審議中継は、民間のCS放送「国会TV」と契約することによっても見ることができます。

◎国立国会図書館

<http://kokkai.ndl.go.jp/>

なお、憲法調査会の会議録については、「衆栄会」において予約販売しております。

【問合せ先】

- ・衆栄会（衆議院第二別館2階）
- 〒100-0014
- 東京都千代田区永田町1-6-3
- TEL 03(3581)5111 内線2682
- FAX 03(3580)4889

「憲法のひろば」について

憲法について広く国民の意見を聴くため、今年の2月下旬から開設された「憲法のひろば」には、これまでに数々の意見が寄せられています。

最近では、郵便やFAXによるものの外、E-mailによって寄せられる意見も増えてきています。

寄せられている意見の内訳は、以下のとおりとなっています。（10.12現在）

◎受付意見総数：455件

◎意見を寄せられる媒体内訳

葉書	189件
封書	136件
FAX	74件
E-mail	56件

◎分野別内訳

前文に関するもの	20
天皇に関するもの	34
戦争放棄に関するもの	219
権利・義務に関するもの	39
国会に関するもの	20
内閣に関するもの	18
司法に関するもの	6
財政に関するもの	7
地方自治に関するもの	8
改正規定に関するもの	5
最高法規に関するもの	6
その他	197

複数の分野にわたる意見が寄せられる場合がありますので、分野別の内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【憲法調査会に国民の声を！】

憲法調査会では、憲法に関して広く国民の意見を聴くため、『憲法のひろば』を設けています。

憲法について、さまざまな意見を寄せていただけますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。宛先は、以下のとおりです。

FAX	03-3581-5875
E-mail	kenpou@shugiin.go.jp
郵便	〒100-8960 千代田区永田町1-7-1 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係

いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

※ 「憲法調査会ニュース」は、FAX版のほか、電子メールを用いたメールマガジン方式によっても配信が可能です。

電子メールによる配信をご希望の場合、下記アドレスに「配信希望」の旨をご連絡下さい。

kenpou@shugiin.go.jp